子ども・子育て支援法に基づく特定事業に関する進捗状況

(児童虐待対策及び社会的養護体制の充実)

- 児童虐待防止対策及び社会的養護体制の充実に関するプランの考え方 -

3つの基本理念「子どもが権利の主体」「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童相談所を設置する中核市として児童虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた切れ目のない支援を行います。

児童虐待の発生予防

平成 28 年の児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが裏付けられました。児童虐待相談件数が増加している中、虐待対応強化のため設置した「こども家庭支援センター」を中心に、子どもに係る関係部局、地域における社会資源及び関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことにより市全体で虐待の発生予防に取り組みます。

社会的養護体制の充実

「虐待の発生予防」「子ども主体の生活体制の構築」「自立支援、アフター・ケア」「児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実」の4つの方向性に基づき、具体的な取り組みを含めて、施策等を着実に実施していきます。

本資料の実績欄及び今後の予定欄中の(家支)はこども家庭支援課、(児相)は児童相談課、(健管)は健康管理支援課、(地健)は地域健康課を表しています。

【取り組みの方向性 虐待の発生予防】

- 1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

(1)児童虐待防止協力体制の整備

児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員等と の協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。

担当課	こども家庭支援課、児童相談課 対象年齢	等 0 歳~18 歳未満	
	・主任児童委員連絡会議への参加 年30回	(家支)	
R 4 実績	・2 月に市民児協との共催により全民生委員児童委員を対象に研修会「ケアラ		
	ー・ヤングケアラー問題を学ぶ」を開催し	た。(児相)	
D C C /**	・2月に市民児協との共催により全民生委員	児童委員を対象に研修会「社会で	
	子どもが育つこと、ともに生活すること」	を開催した。(児相)	
R 5 実績	・主任児童委員連絡会議、学校警察連絡協議会	会他、関係機関との連絡会の主催、	
	参加を通し、関係機関との連携に努めた。	(児相)	
今後の予定	・引き続き、関係機関との連携を行い、虐待	防止の推進を図ります。(児相)	
	・市民児協との共催による研修会を実施しま	す(年1回)。(児相)	

(2)横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催

児童の福祉に関する活動を行っている者の知識や経験を活用して、支援を必要とする子どもや 保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。

体度と必要とする」とは、必要体的な対心が関する人のでいきます。			
担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳~18 歳未満、妊婦
	児童福祉法に基づく、要保護児童対	付策地域協議会	として設置した「横須賀市
 R 4 実 績	こども家庭地域対策ネットワーク会	会議」を開催。	
八 4 关 模	全体会議 年1回、実務担当者連絡	路会議 年4回	l,
	サポートチーム会議 年 232 回		
	こども家庭地域対策ネットワーク会	会議の開催	
	・全体会議年	1 回	
	各機関から「子どもに関する[日頃の事業活動	と課題について」
R 5 実績	・実務担当者連絡会議 年 4	4 回	
R D 美 縜	意見交換「外国につながる子の	<mark>ども」について</mark>	
	・サポートチーム会議 年 255	5 回 (過去最多	の開催回数)
	個別のケースごとの課題につい	いて、情報共有	及び支援方針、役割分担等の
	確認を行った。		
	社会情勢や地域の特性などの課題の	の共通認識と情	報共有をし、子どもの虐待予
今後の予定	防、早期発見、適切な対応のため関	係機関の連携	を図るために、ネットワーク
	会議を活用していきます。		

(3) 児童虐待防止推進月間への取り組み

毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。

担当課	こども家庭支援課、児童相談課 対象年齢等 -
R 4 実績	・本庁舎展示コーナー、Cosuka Bayside Stores でパネル展示を行った。 (家支) ・啓発グッズを作製し職員が率先して身に着けた。また市民配布を行う等により周知・啓発に努めた。(家支) ・ティボディエ邸のライトアップを行った。(家支) ・横須賀中央駅前で児童虐待防止の横断幕を掲示した。(児相)
R 5 実績	・Cosuka Bayside Stores と西行政センターでパネル展示を行った。(家支)・啓発グッズを作製し、職員が率先して身に着け、市民や関係機関にも配布した。(家支)・啓発ポスターを作製し、学校や関係機関に配布するとともに、デジタルサイネージに掲載した。(家支)・よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸のライトアップを行った。(家支)・広報よこすかや SNS を活用し、周知・啓発を行った。(家支)・11 月の虐待防止推進月間において横須賀中央駅前のデジタルサイネージにて、児童虐待防止の掲示を行った。(児相)・オレンジリボンたすきリレーの後援及び実施をし、横須賀市区間では延べ19名のランナーの協力を得て、啓発に努めた。(児相)
今後の予定	引き続き、下記の事業を実施し、市民への周知を図っていきます。 ・本庁や行政センターでパネル展示を行います。(家支) ・啓発グッズを作製し、市民、関係機関、職員に配布し周知・啓発します。 (家支) ・ポスターを、デジタルサイネージ、町内掲示板に掲示し、周知・啓発します。 (家支) ・市内観光スポット等でライトアップを行います。(家支) ・広報よこすかやSNSを活用し、周知・啓発を行います。(家支) ・児童虐待防止推進月間におけるデジタルサイネージ等の掲示を継続し、あわせてSNSの活用を検討します。(児相) ・オレンジリボンたすきリレーの後援、実施を継続します。(児相)

- 2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

児童相談所を設置した中核市のため、市全域を一つの児童相談所で対応していること、また、児童相談課・こども家庭支援課(要支援児童担当)は、同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、こども健康課(母子保健担当)(R4~地域健康課)と迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

(1)要支援家庭に対する支援の連携

児童相談課とこども家庭支援課、こども健康課(R4~地域健康課)教育委員会支援教育課がこども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。

担当課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳~18 歳未満、妊婦
R 4 実績	分科会 計30回(5地区で隔月開催)		
R 5 実績	分科会 計30回(5地区で隔月開催)		
今後の予定	要支援家庭の近況や支援状況につい	ハて情報共有や	進行管理を定期的に行い、連
	携して個別の状況に応じた適切なる	支援を行います	。また、要支援家庭となって
	いないが、各機関より心配な状況の	D段階で情報提	供することで、早期の対応に
	ついて検討し、引き続き、より適t	切な対応の準備	ができるようにします。

(2)妊娠・出産期からの連携

妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に繋げます。

れる世帯に対し	しては、必要な支援に繋げます。			
R 5 担当課	こども家庭支援課、健康管理支援	対象年齢等	誕生前	~就学前、妊婦、
K3担当誄	課、地域健康課		保護者	
	・母子保健コーディネーター相談	実績 1,423件	(家支)	
	・乳幼児健診の実施 乳児 99.7%	1歳6か月	99.2%	3歳6か月 96.5%
R 4 実績	(健管)			
	・妊娠届け出時(母子健康手帳交付時)にアンケート実施(地健)			
	・こんにちは赤ちゃん訪問の実施	延4,047件(地健)	
	利用者支援事業(母子保健型)1,118	3件(家支)		
	・乳幼児健診の実施 乳児 100.37	<mark>% 10 か月児</mark>	94.06	%
	1歳6か月98.43% 3歳6か月]96.24%(健管	萱)	
R 5 実績	対象者数に転入者が含まれていないため	実績のほうが上回り)、100%を	超えています。
R 3 关 模	・妊娠届け出時(母子健康手帳交付	付時) のアンケ	ートおよ	び「出産子育て応援
	金(経済型支援)」との一体化に	より妊娠7かり	月頃と出	産後にアンケートを
	実施し、必要な支援につなげた。	(地健)		
	・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 延3,850件(地健)			
	令和6年4月1日より1か月児健調		ついて助]成開始。
今後の予定	妊娠期から切れ目のない支援を行い、継続支援が必要で母子保健と児童福祉の			
ラ後のが足	連携が必要な場合は、合同ケース会	会議の開催とあ	わせ、サ	ポートプランを作成
	し、同プランに基づく支援を行い	ます。		

(3) 未就園児世帯等への訪問からの連携(新規)

子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対して は、迅速に支援方針を決定します。

担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳~12 歳
D 4 字 结	関係機関との連携により対象児童で	を把握し、安全	確認を行った。
R 4 実 績 全員の安全確認済み。訪問件数 延 286 件			
DC安结	関係機関との連携により対象児童	の把握し、対象	は児童全員の安全確認を行っ
R 5 実績	た。訪問件数 延 117 件		
今後の予定	毎年度、定期的に安全確認を行いる	ます。	

- 3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV(ドメスティック・バイオレンス)の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

(1)子育てホットラインの設置				
子育てに関する	子育てに関する悩みや相談について、24 時間 365 日いつでも対応ができる体制を整備します。			
担当課	こども家庭支援課 対象年齢等 0歳~18歳未満、妊婦			
R 4 実績	24 時間 365 日、電話での子育て相談を実施した。			
	年間対応件数:2,473件			
	24 時間 365 日、電話での子育て相	<mark>談を実施した。</mark>		
R 5 実績	年間対応件数:2,915件			
今後の予定	引き続き 24 時間 365 日、電話での子育て相談を実施します。			

(2)専門職員	(2)専門職員による相談体制		
保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。			
R 5 担当課	こども家庭支援課、	対象年齢等	0歳~18歳未満、保護者、
トン担当味	児童相談課、地域健康課		支援者
R 4 実績	・保健師、社会福祉士が子育てに関する相談に対応 年2,886件(家支) ・幼児期の育児に悩む親への心理士による親子支援相談の実施 延493件(家支) ・育児中の親に対する精神科医によるメンタルヘルス相談の実施 延6件(家支) ・保健師、児童心理司、児童相談員を配置し、専門的な相談に対応(児相) ・新たに自立支援コーディネーターを配置し、施設等からの卒園後の支援を行った。(児相) ・育児に悩む乳児の親へ心理士による周産期メンタルヘルス相談の実施 52回 延73人(地健)		
R 5 実績	 ・保健師、社会福祉士が子育てに関する相談に対応 年4,288件(家支) ・幼児期の育児に悩む親への心理士による親子支援相談の実施延516件(家支) ・育児中の親に対する精神科医によるメンタルヘルス相談の実施延6件(家支) ・保健師、児童心理司、児童相談員を配置し、専門的な相談に対応(児相) ・自立支援コーディネーターを1名配置し、必要に応じて高校3年生年齢の社会的養護を必要とする児童の自立支援を行った。(児相) ・里親、施設入所中の高校生との関係性の形成に努め、自立支援に向けた準備を行った。(児相) ・育児に悩む乳児の親へ心理士による周産期メンタルヘルス相談の実施55回(延25人)(地健) 		
今後の予定	引き続き、専門職員を配置し、子育・ 題解決に向けて相談・助言を行い、 ない支援を行います。		

(3) 一時的な養育支援(ショートステイ)

疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院等において一時的な養育ができる環境を整備します。

担 当 課	こども家庭支援課	対象年齢等	0 歳~18 歳未満
	コロナ禍でも受け入れられるよう、	施設に加えショ	ートステイファミリー(里
R 4 実績	親)にも委託し、ショートステイを	実施した。	
	延 13 件 延日数 37 日		
	施設(乳児院、児童養護施設)及び	ショートステイ	ファミリー(里親)に委託
R 5 実績	し、ショートステイを実施した。		
	延 37 件 延日数 116 日		
今後の予定	引き続き、児童を養育することが一	時的に困難にな	つた場合、児童を預かるこ
	とにより保護者の負担の軽減を図る	、ショートスラ	テイを継続します。

(4) 育児支援を必要とする家庭への訪問

関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、市が積極的に関与し、助産師 やヘルパーが訪問支援します。

担当課	こども家庭支援課	対象年齢等	誕生前~18 歳未満、妊婦、 保護者
R 4 実績	助産師による訪問相談支援 25	回	
R 4 美 縝	ヘルパーによる家事育児援助 134		
R 5 実績	助産師による訪問相談支援 90	回	
R 3 美 縜	ヘルパーによる家事育児援助 127	回	
今後の予定	引き続き、育児支援を必要とする家	庭への訪問支援	爰を継続します。

(5)メンタル・フレンドの派遣

ひきこもり等の子どもに対して、年齢が近く、児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を行います。

担当課	児童相談課		対象年齢等	0 歳~18 歳未満	
	メンタル・フレンド登録者数	4,	ا		
R 4 実績	メンタル・フレンド派遣児童数	4人			
	メンタル・フレンド延派遣回数	38	回		
	メンタル・フレンド登録者数	4 ,	ر		
R 5 実績	メンタル・フレンド派遣児童数	4 ,	ل		
	メンタル・フレンド延派遣回数	29	回		
	今後も概ね月1~2回の頻度での)派i	遣を継続すると	こともに、メンタル・フレン	
今後の予定	ド登録者の新規開拓を図ります。				

(6)DV被害者支援

子どもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。

R 5 担当課	こども家庭支援課、地域健康課 対象年齢等		
	・女性相談員によるDV相談を実施した。(家支)		
	・児童相談所及び関係機関との連携を図った。(家支)		
R 4 実績	・DV防止ネットワーク連絡会を開催した。(家支)		
	・乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受け		
	支援に繋げた。(地健)		
	・女性相談員によるDV相談を実施した。(家支)		
	・児童相談所及び関係機関との連携を図った。(家支)		
R 5 実績	・D V 防止ネットワーク連絡会を開催した。(家支)		
	・乳幼児健診や地区活動等でDVが疑われる状況を把握した場合、相談を受		
	け、関係機関との連携を図った。(地健)		
	・引き続き、各機関と連携を図って支援をすることに加え、DV防止啓発講演		
今後の予定	会や相談窓口の広報啓発を強化し、支援につながるよう努めます。(家支)		
	・引き続き、地区活動から問題の早期発見、早期支援に努めます。(地健)		

【取り組みの方向性 子ども主体の生活体制の構築】

- 1 子どもの権利擁護の推進

年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先されるよう、子ども 一人一人の健やかな成長、自由に意見を発表することなどを保障するとともに、施設職 員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

(1)「子どもの権利ノート」の配布

施設(里親等)に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子どもの権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。

担当課	児童相談課 対象年齢等	対象在松笙	18 歳未満の施設入所児童
		大小家 十四2 元	等
	「子どもの権利ノート」の内容をより一層わかりやすく改訂し、施設用と里親		
R 4 実績	用の2種類へ変更。さらに対象年齢	別に2種類作成	し、児童の状況に合わせた
	計4種類の「子どもの権利ノート」	を作成した。	
R 5 実績	全措置児童に子ども権利ノートの説明と配布を実施した。		
今後の予定	全措置児童に子ども権利ノートの説明をし、権利ノートの有無について確認し		
	ます。紛失などあれば再配布します	o	

(2)施設内への「意見箱」の設置

「意見箱」は、子どもが意見・権利を示すことができる重要なものである意識を持ち、設置を 実施します。

実施します。			
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	0 歳~18 歳未満
	・児童養護施設内に「意見箱」を設	置し、自分の意	見を伝えることができる手
D 4 🗗 /=	段とした。(家支及び児相)		
R 4 実 績	・一時保護所にて、週1回児童集会	の場を設け、自	分の意見を伝える機会をつ
	くった。(児相)		
	・児童養護施設内での「意見箱」の	設置を継続し、	子どもが自分の意見を伝え
	ることができる手段を確保した。	<mark>(家支及び児相</mark>)
R 5 実績	・R6年度から開始の意見表明等支	<mark>援事業のトライ</mark>	アルとして、延べ7人の児
R D 夫 縜	童から意見表明希望を受け、回答	<mark>及び説明の機会</mark>	を設けた。(家支及び児相)
	・一時保護所にて、週1回児童集会	の場を設け、一	時保護所での生活の希望な
	ど、自分の意見を伝える機会をつ	くった。(児相)
	・施設での「意見箱」の活用状況を	確認しながら、	設置を継続し、子ども自身
	が意見を伝えることができる手段	<mark>とします。(家</mark>	支及び児相)
今後の予定	・R6年度から一時保護所を初めとして、意見表明等支援事業の取り組みを行		
	います。今後、措置延長等を含む	施設入所児童等	等にも拡充していきます。
	(家支及び児相)		

(3)施設内での「子ども会議」の推進

子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを行います。

担当課	児童相談課	対象年齢等	18 歳未満の施設入所児童
R 4 実績	一時保護所において、児童集会を開催し、児童等の意見交換等を行った。		
	一時保護所において、毎週「児童集	会」を開催。児	童等の意見の吸い上げや意
	見交換等を行った。保護児童数が増	<mark>え、長期化して</mark>	いる児童が多い中、児童集
R 5 実績	会だけではなく、意見箱も活用しながら意見の吸い上げを行った。		
R 3 美 縜	また、意見が出しやすい環境となる	よう、対応可能	なものはできる限り迅速に
	対応できるよう日常生活の中で出る	児童からの意見	見等を吸い上げ、随時話合い
	を実施した。		
今後の予定	今後も引き続き、定期的に児童集会	を開催していき	ます。生活の中で出された
	児童からの要望も聞き逃さず拾い上	: <mark>げるよう職員</mark> 間	雪で共有していきます。

(4)施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施

施設職員や里親・ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修 を市が主体となって開催します。

を市が主体とな	なって開催します。		
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	
	・11 月に児童養護施設職員対象の研修を実施した。(後1回はコロナにより中		
R 4 実績	止)		
	・2 月に民生委員児童委員対象の研修を実施した。		
	・10 月、12 月に市内各児童養護施語	殳において研修を実施した。	
	・3月に民生委員児童委員対象の研修を実施した。		
	・児童相談所主催の研修において、施設職員に関連するものについては、参加		
R 5 実績	を促し、研修の場を提供した。		
	・里親月間における里親フォーラム	にて、市外里親を講師として、市内里親8	
	名(5組) 市民 10 名を対象に研修を実施した。		
	・里親については、5年毎の登録更	新研修を実施した。	
今後の予定	施設と相談し、時代とニーズにあっ	た研修を実施していきます。	

- 2 里親等委託の推進

平成29年度末において、21.5%だった里親委託率について、本計画目標値である45% を達成するため、児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携をして、里親養育包括支援(フォスタリング)として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

(1)里親登録数増加のための新たな取り組み(拡充)		
市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など、今まで		
実施していない	N新たな取り組みを充実させます。	
担当課	児童相談課 対象年齢等	
	・10 月に総合福祉会館において、里親フォーラムを実施した。	
	・横須賀市役所本庁舎北口展示コーナーで里親制度に関するパネル展示を行	
R 4 実績	った。	
	・里親委託率 31.4%(令和5年3月1日現在)	
	・民生委員児童委員連絡協議会において、里親制度のちらし配布	
	・各行政センター、市内市立病院ポスター、市役所本庁舎ポスター掲示	
	・里親月間(10月)期間中、里親制度の普及・啓発活動として下記を実施	
	・Cosuka Bayside Stores,横須賀市市役所本庁舎北口展示コーナーにおいて	
R 5 実績	パネル展示	
	・横須賀中央駅設置デジタルサイネージの掲載	
	・総合福祉会館において里親フォーラムを実施	
	・すかりぶおやこまつりに参加し里親制度のちらし配布	
	・里親委託率 30.5%(令和6年3月1日現在)	
	里親月間にあわせた、里親制度の普及・啓発活動の実施(パネル展示等)や	
- 15 (/) 7 / -		

里親フォーラムを実施します。

(2)里親研修・里親訪問等の実施(新規)

児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修や委託前後の里親への訪問等			
を実施し、里舘	を実施し、里親を包括的に支援します。		
担当課	児童相談課 対象年齢等		
R 4 実績	・11 月に里親向けの研修を実施した		
R 4 美 縜	・委託前後の里親への訪問等を実施した。		
	10 月に里親フォーラムを開催し里親も参加、菅外児童相談所の里親の体験談		
R 5 実績	を聞いた。		
NJ夫禛	委託前後の児童相談所職員による里親への訪問等の実施のほか、里親支援専門		
	相談員とともに訪問等を実施した。		
	11 月の更新研修にあわせた養育里親の研修を実施する予定です。		
今後の予定	新たに里親に向けた研修を2回実施する予定です。		
	委託前後の里親への訪問等実施します。		

(3)専門職員による支援の充実(拡充)

児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親 への全般的な支援を充実させます。

担 当 課	児童相談課	対象年齢等
R 4 実績	里親委託推進連絡会を4回実施し、う	重携を図った。
	里親委託推進連絡会(里親相談員、	里親会、里親支援専門相談員等出席)を
R 5 実績	年4回実施し、連携を図った。	
	毎月、施設職員との連絡会を開催し、	里親支援専門相談員や施設の里親担当と
	情報共有し連携を図った。	
今後の予定	里親委託推進連絡会を年4回実施する	る予定です。
	施設職員との連絡会を毎月実施する	予定です。

(4)里親会との連携

里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里親のより良い養育体制を築いていきます。

担当課	児童相談課 対象年齢等	
R 4 実績	里親会理事会に出席し、また、各活動の連携を図った。	
R 5 実績	里親会総会(年1回)理事会(年4回)レクレーション(年1回)に参加し、 情報共有、連携を図った。	
今後の予定	引き続き、里親会の理事会等に参加し連携を図っていきます。	

- 3 特別養子縁組の推進

平成 27 年度から先行して、民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、 民間あっせん団体に登録している養親が本市の子どもをできる限り新生児期から養育し て愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。

これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進とあわせて県内児童相談所 と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

(1)民間あっせん機関との協働			
現在連携している4つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。			
担 当 課	児童相談課 対象年齢等		
D 4 字 结	特別養子縁組にかかる事案が発生し、登録している民間あっせん団体と連携し		
R 4 実績	マッチングを図った。		
R 5 実績	特別養子縁組にかかる事案は発生いたしませんでした。		
今後の予定	特別養子縁組にかかる事案が発生し	た場合には、目	民間あっせん機関と連携し、
	特別養子縁組を推進します。		

(2)「思いがけない妊娠」への対応			
「にんしん SOS カード」を市内医療機関等に配布し、特別養子縁組が選択肢の 1 つになるよ			
う、周知・啓教	発を行います。		
R 5 担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	思春期から周産期の女性
	「にんしん SOS/女性健康支援相談電	話」の相談カ-	- ドを作成し、医療機関、大
R 4 実績	型商業施設、庁内関係機関等 44 施設 89 か所に 3,957 枚を配架して、周知に努		
	めた。(家支及び児相)		
	「にんしん SOS/女性健康支援相談電	[話」の相談カー	−ドを作成し、医療機関、大
R 5 実績	型商業施設、庁内関係機関に加え	、令和 5 年度は	ドラッグストア、市立中学
NJ夫順	校及び高校等 85 施設 122 か所に	4,853 枚を配架	して、周知に努めた。
	(家支及び児相)		
今後の予定	今後も引き続き、周知・啓発に努め	ます。	

(3)養子縁組里親の周知(拡充)			
里親登録数増加の取り組みとあわせて、養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数			
の増加を目指します。			
担当課	児童相談課	対象年齢等	
・10 月に総合福祉会館において、里親フォーラムを実施した。		 を実施した。	
R 4 実績	・横須賀市役所本庁舎北口展示コーナーで里親制度に関するパネル展示を行		
	った。		
R 5 実績 里親制度の周知の際、養育里親だけでなく養子縁組里親の周知もあわせて		里親の周知もあわせて行っ	
R 3 关 模	た。(実績については、 - 2 (1)) のとおり)	
今後の予定	里親月間にあわせた、里親制度の普	及・啓発活動の	D実施(パネル展示等)や
	里親フォーラムの実施の際、養子縁	組里親について	ても周知を行います。

- 4 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に取り 組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討していきます。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児 童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図っていきます。

(1)施設の機能強化			
国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣など、市独自の補助を実施			
します。			
担当課	こども家庭支援課、児童相談課 対象年齢等		
	・市独自の基準で、国の基準を上回る職員配置を行った。(家支)		
R 4 実績	・各児童養護施設に学習講師を派遣した。		
	講師派遣時間数 1335.25 時間 (児相)		
	・市独自の基準で、国の基準を上回る職員配置を行った。(家支)		
R 5 実績	・各児童養護施設に学習講師を派遣した。		
	講師派遣時間数 1783.75 時間(児相)		
	・職員の人材確保に向けて施設と情報共有しながら、今後も入所児童に対して		
今後の予定	手厚い対応を行っていきます。(家支)		
	・各児童養護施設に学習講師を派遣します。		
	R 6 講師派遣予定時間数 1734 時間(児相)		

(2)里親啓発・支援の実施(新規)

里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援(フォスタリング)業務を実施します。また、 施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。

施設の主就又接等]相談員を活用して、主就への主放的な又接を尤美させより。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	
R 4 実績	・11 月に里親向け研修を実施した。		
R 4 美 縜	・里親支援専門相談員による里親宅への訪問等を実施した。		
	・10 月に養育里親更新研修を実施した。		
R 5 実績	・10 月に里親フォーラムを開催し、里親も参加した。		
	・里親支援専門相談員による電話や家庭訪問等を実施し、里親支援を行った。		
今後の予定	11 月に更新研修を実施します(養育里親の研修も兼ねて実施する予定)。		
	新たに里親に向けた研修を2回実施	する予定です。	

(3)親子再構築への取り組み(拡充)

家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰にむけた親子再構築支援を 実施します。

担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢等	
	・児童養護施設 2 か所と、乳児院に	家庭支援専門相談員を配置し、保護者等へ	
R 4 実績	の相談援助や、里親委託推進のた	めの支援等を行った。(家支)	
	・再構築・再統合の親子交流プランの作成・実施をした。(児相)		
	・児童養護施設2か所と、乳児院に	家庭支援専門相談員を配置し、保護者等^	
	の相談援助や、里親委託推進のた	めの支援等を行った。(家支)	
	・児童相談所長を含めた児童相談所関	職員で、全措置児童を対象に措置中の児 <mark>童</mark>	
R 5 実績	および家族への計画的な支援を目	<mark>的としたヒアリングを 17 回(140 人)</mark> 行	
	った。(児相)		
	・親子再統合プラン8世帯、親子再	構築プラン8世帯、計 16 世帯実施した。	
	(児相)		
	・家庭支援専門相談員の支援実施状	t況や職員の人材確保に向けて施設と情報	
A# 670	共有しながら、今後も継続して支	援を行います。(家支)	
今後の予定	・引き続き、ヒアリングを行い、児童	<mark>童福祉施設等の子どもの家庭復帰にむけた</mark>	
	支援が必要な親子に親子交流プラ	ンを実施します。(児相)	

(4)ファミリーホームの設置検討(新規)			
施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。			
担当課	こども家庭支援課、児童相談課 対象年齢等		
新規ファミリーホームの開設希望者に、現時点での制度の説明等を行った。 R 4 実 績			
R 4 关 模	(家支及び児相)		
R 5 実 績 新規ファミリーホームの開設希望者に制度についての説明等を行った。			
R 3 关 模	(家支及び児相)		
今後の予定	ファミリーホームの新規開設の希望者には、こども家庭支援課と児童相談課で		
71女007/足	連携を図り、制度等について説明します。(家支及び児相)		

(5)施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援(新規)

18 歳を迎えて、施設や里親、ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

・目立支援コーティネーダー」を配直しまり。			
R 5 担当課	児童相談課	対象年齢等	18 歳~22 歳
	・令和4年7月に自立支援コーディ	ネーター配置。	
R 4 実績	・継続支援計画作成し、措置解除前に支援担当者会議を開催。		
	・退所後の状況に応じた相談支援。		
	令和4年7月から自立支援コーディ	ネーターを配置	置し、下記の業務を行った。
	・里親、施設入所中の高校生との関	係性形成(3年	F次に限らず)
	・里親、施設入所中の高校3年生の	自立支援	
	(一人暮らし、仕事選び、進学先等のサポート等)		
	・相談支援の関与数は延 498 件		
	・継続支援計画を2名に作成、措置	解除前に支援担	旦当者会議を 2 回開催
R 5 実績	・サポートに必要な事務作業の支援		
	(奨学金申請のための提出書類作成補助等)		
	・退所後の状況に応じた相談支援		
	・所管施設との連絡会議を年3回開	催	
	・月1回、県域のアフターケア事業	所と児童養護施	設等との連携・情報共有を
	兼ねた連絡会へ参加		
^# o 7 C	引き続き、里親、施設入所中の高校	生との関係性を	·形成しながら、高校3年生
今後の予定	の自立支援、退所後の状況に応じた相談支援を行っていきます。		

【取り組みの方向性 自立支援、アフター・ケア】

- 1 子どもが望む自立への支援

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就 職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

(1)「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用				
社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が				
協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。				
担 当 課	課 児童相談課 対象年齢等 0歳~18歳未満			
・対象となる児童はいなかった。				
R 4 実績	・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。			
R 5 実績	・対象となる児童はいなかった。			
R 3 美 縝	・「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。			
・引き続き、対象児童がいた場合に、活用を検討します。 ・参加登録団体への情報提供を継続します。			少ます。	

(2)施設への職業指導員の配置 児童養護施設の子どもが個々の希望や適性に応じて、職業選択ができるよう、職業指導員を配置します。 担当課 こども家庭支援課 対象年齢等

上 担 当 課	ことも豕庭文抜誄 対象中断寺
	児童養護施設2か所に配置し、職業選択のための相談・助言、実習や講習等
R 4 実績	による職業指導、就職の支援や退所後のアフターケアとしての就労及び自立に
	関する相談援助等を行った。
R 5 実績	児童養護施設2か所に配置し、職業選択のための相談・助言、実習や講習等
	による職業指導、就職の支援や退所後のアフターケアとしての就労及び自立に
	関する相談援助等を行った。
今後の予定	・職業指導員の支援実施状況や職員の人材確保に向けて施設と情報共有しな
	がら、今後も継続して支援を行います。

(3)学習指導講師の派遣			
児童養護施設の子どもに家庭学習の習慣づけの支援となるよう、学習指導講師を派遣します。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	施設入所児童
R 4 実績	児童養護施設に学習講師を派遣した	。講師派遣時間	引数 1335.25 時間
R 5 実績	児童養護施設に学習講師を派遣した	。講師派遣時間	引数 1783.75 時間
今後の予定	児童養護施設に学習講師を派遣しま	す。 R 6 講師》	成遣予定時間数 1734 時間

(4)学校外での活動の支援

自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助します。

担当課	こども家庭支援課	対象年齢等	
R 4 実績	学校外活動費として、学習塾や習い事にかかる経費の一部を、措置費として支		
R 4 美 縝	弁した。		
R 5 実績	学習塾や習い事等にかかる経費の一	部を、市加算分	の学校外活動費として措置
R J 美 縜	費で支弁した。		
今後の予定	将来の選択肢を広げるとともに、施調	没や学校以外で	も地域社会や他者との繋が
ラ接の予定	りが持てるよう、引き続き補助を行	います。	

(5) 身元保証人の費用補助

施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担を減らすため、その費用の補助をします。

713 02 11323 - 0 0				
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	18 歳~20 歳未満	
R 4 実績	B 4 字 # 施設長が保証人となるため、その保険料を負担した。			
K 4 夫 縜	就職時及び入学時の身元保証 6人	、賃貸住宅棟賃	賃借時の連帯保証	2人
R 5 実績	施設長が保証人となるため、その保	険料を負担した	Ξ.	
R 3 美 縝	就職時及び入学時の身元保証 2人	、賃貸住宅棟賃	賃借時の連帯保証	1人
今後の予定	施設長が保証人となるため、その保	険料を負担し	きす。	

- 2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、 施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き続きの自立支援 全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる 体制を整えます。

(1)青少年自立支援関係機関連絡会議の開催				
社会的養護の	子どもを含め、社会生活が困難である。	青少年に対する	支援を効果的に実施するた	
めに、「青少年	自立支援関係機関連絡会議」を開催し	Jます。		
担当課	こども家庭支援課 対象年齢等 15 歳~39 歳			
	・11 月 11 日、青少年自立支援関係機関連絡会議(全体会議)を開催し、個			
	 別検討会議の開催状況と検討内容	に関する報告を	を行った。	
R 4 実 績	 ・各機関から、Wi th コロナの中で <i>Œ</i>)青少年自立支	援の取組について報告いた	
	だいた。			
	・1月 25日 青少年自立支援関係機	機関連絡会議(:	全体会議)を開催	
	議題(1)各所での取り組みについて			
	(2)「子どもの居場所づくり」の取り組み紹介			
	・湘南国際での取り組み			
R 5 実績	・アンガージュマン・よこすかでの取り組み			
	(3)個別検討会議について			
	・3月25日 青少年自立支援関係機関連絡会議(個別検討会議)を開催			
	検討事項:今後の相談機関の設定、各機関が可能な支援内容の確認			
	対象となる社会生活を円滑に営む上	での困難を有る	する青少年について、新たな	
	検討ケースの把握及び支援につなけ	るように各機関	関への周知を徹底します。ま	
今後の予定	た、個別検討会議においては、各機関が連携して青少年の自立支援を行うため			
	の情報共有と各機関の役割分担を行います。			

(2)自立援助ホームによる自立支援(拡充)

主に 18 歳から 20 歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワークづくりを進めます。

担当課	こども家庭支援課、児童相談課 対象年齢等 18 歳~20 歳
R 4 実績	・自立援助ホームに対して、必要な相談等を行った。(家支) ・施設退所後に安定した生活ができるように、施設とともに支援を実施した (児相)
R 5 実績	・自立援助ホームに対して、措置費や運営等について必要な助言等を行った。 (家支) ・5 県市と神奈川県自立援助ホーム協議会の意見交換会に出席し、意見交換や情報共有を行った。(家支) ・自立援助ホームと協力し、子どもの自立に向けた支援を実施した。(児相) ・自立援助ホームを含む所管施設との連絡会議を年3回開催し、自立支援における連携に努めた。(児相)
今後の予定	・運営や職員体制について今後も必要な助言等を行います。(家支) ・自立援助ホーム協議会との意見交換会に出席し、情報共有を行っていきます。(家支) ・自立支援ホームと協同し、子どもの自立に向けた支援を実施します。児童福祉法改正を受け、対象者が20歳以上にも拡充されるため、適宜支援方針を検討していきます。(児相)

(3)自立支援コーディネーターの配置(新規)(再掲)

18 歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

R 5 担当課	児童相談課	対象年齢等	 18 歳~22 歳		
	・令和4年7月に自立支援コーディネーターを配置した。				
	・令和4年度中の自立支援コーディ		-		
	令和4年度中に18歳から22歳に				
R 4 実績	・業務としては、主に継続支援計画の作成と退所後の生活等での相談支援を行				
	った。継続支援計画は2名に対し				
	- 関係機関との連携として、所管施	設との連絡会算	『施(3か月ごと) 県域の		
	アフターケア事業所と児童養護施	設等との連携・	情報共有を兼ねた連絡会へ		
	参加した。(月1回)				
	令和4年7月から自立支援コーディ	ネーターを配置	置し、下記の業務を行った。		
	・里親、施設入所中の高校生との関係性形成(3年次に限らず)				
	・里親、施設入所中の高校3年生の	自立支援			
	(一人暮らし、仕事選び、進学先等のサポート等)				
	・相談支援の関与数は延 498 件				
	・継続支援計画を2名に作成、措置解除前に支援担当者会議を2回開催				
R 5 実績	・サポートに必要な事務作業の支援				
	(奨学金申請のための提出書類作成補助等)				
	・退所後の状況に応じた相談支援				
	・所管施設との連絡会議を年3回開催				
	・月1回、県域のアフターケア事業		設等との連携・情報共有を		
	兼ねた連絡会へ参加	// こん主 民民が			
	引き続き、里親、施設入所中の高校	サレの関係 桝ち	形式したがた 京校2年生		
今後の予定					
	の自立支援、退所後の状況に応じた	.怕談文抜を付っ) (いざまり。		

【取り組みの方向性 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実】

- 1 児童相談所の機能強化

令和2年度からは、児童相談課とこども家庭支援課による「こども家庭支援センター」の新設で組織体制を強化し、平成30年12月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にある職員の配置基準見直しなどを踏まえ、里親支援や保護者支援など社会的養護にかかる者への支援の強化など量的拡充・質的向上を図っていきます。

(1)弁護士の配置			
法的対応体制強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法律問題や保護者とのトラ			
ブル防止に努めます。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	
R 4 実績	R 4 実 績 非常勤の法律担当弁護士を1名配置し、法的対応を図った。		
R 5 実 績 非常勤の法律担当弁護士を1名配置し、法的対応を図った。		を図った。	
R 5 美 縝	相談回数 49 回(延 138 件)。		
今後の予定	今後の予定 引き続き、法律担当弁護の配置を継続し、法的対応体制の強化に努めます。		

(2)精神科医師の配置				
医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。				
担当課	児童相談課 対象年齢等			
R 4 実績	責 非常勤の精神科医を2名配置し、医学的な助言等を受けた。			
R 5 実績 非常勤の精神科医を2名配置し、医学的な助言等を受けた。 相談回数27回				
今後の予定	引き続き、精神科医の配置を継続し	、医学的な支援	餐体制の強化に努めます。	

(3)学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ			
学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークにおける効率的・効果的な対応			
を行います。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	
R 4 実績	非常勤の児童相談所スーパーバイザーを1名配置し、助言等を受けた。		
また。 非常勤の児童相談所スーパーバイザーを1名配置し、助言等を受けた。			
R 5 実 績 相談回数 27 回 (延 61 件)			
今後の予定 引き続き、児童相談所スーパーバイザーの配置を継続し、支援体制の強化に めていきます。			

(4)児童相談所職員の充実

児童福祉司・児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。

担 当 課	児童相談課	対象年齢等	
R 4 実績	厚生労働省の基準に基づき、児童福祉法施行取扱規則に児童福祉司・児童心理 司の数を定め、厚生労働省の基準に基づき職員配置を行った。		
R 4 夫 縜			
	・こども家庭庁の基準に基づき、児童福祉法施行取扱規則に児童福祉司・児童		
R 5 実績	・ 心理司の数を定め、職員配置を行った。		
・児童福祉司については、法定で定められる基準の研修を行い、人		研修を行い、人材の育成に	
	努めた。		
今後の予定	引き続き、適正な人員配置を行い、研修等により人材の育成に努めていきます。		

- 2 一時保護体制の充実

本市の一時保護所では、当面、現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

(1)一時保護所のしおりの作成

子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を 子どもの年齢に応じて説明します。

ナともの年齢に心して説明しより。			
担 当 課	児童相談課	対象年齢等	一時保護所児童
R 4 実績	一時保護所の入所時に、一時保護所のルール等について、しおりを用いて説明		
R 4 关 模	を行った。		
	一時保護所の入所時に、一時保護所	のルールや児童	童の持つ権利などについて、
R 5 実績	しおりを用いて説明を行ったが、幼	児用のしおり <mark>に</mark>	は作成できていない。 学童用
R 3 关 模	については、令和5年度中に、一時	保護所のしおり	の見直し・改定の作業を行
	った。		
今後の予定	今後もしおりを用いて、入所時に説	明を行っている	きます。
プラジアと	幼児用のしおりの作成は引き続き検	討します。	

(2)一時保護ガイドラインの徹底			
職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。			
担当課	児童相談課	対象年齢等	
R 4 実績	一時保護ガイドラインにより、一時保護を実施した。		
	生活支援マニュアルを各指導員に配付。		
R 5 実績	同マニュアルに一時保護ガイドラインの要領を一部盛り込み、新任職員を中心		
R 3 美 槇	^{⊃ 夫 縜} に周知を進めたが、全職員に対して、同ガイドラインの内容の周知は		
	ていない。		
	・計画的に会議・研修などの時間を確保し、生活支援マニュアルとあわせて、		
今後の予定	一時保護ガイドラインの内容周知を徹底します。		
7 及 0 万 1 7 产	・こども家庭庁の一時保護ガイドラインの改正を踏まえ、支援方法等を再検討		
	します。		

(3)関係機関との連携				
触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図ります。				
担当課	児童相談課 対象年齢等			
R 4 実績	その子の特性にあわせた必要な対応を、相談しながら行った。			
R 5 実績	子どもの特性にあわせた必要な対応を、関係機関と相談しながら行った。			
子どもの特性にあわせた必要な対応を、関係機関と連携を取りながら実施今後の予定		連携を取りながら実施しま		
, 1×32 1 ×	す。			

(4)里親への一時保護の拡大				
一時保護所の生活では通学、外出が難しい状況であることから、通学が必要な子どものために、				
一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。				
担 当 課	児童相談課 対象年齢等 0 歳~18 歳未満			
R 4 実績	R 4 実 績 一時保護を委託した里親は、3組だった。			
R 5 実績	R 5 実 績 一時保護を委託した里親は、8 組だった。			
今後の予定 引き続き、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。				